

平成27年度調査事業

岐阜県における 中小企業の労働事情

(平成27年度中小企業労働事情実態調査報告書)

岐阜県中小企業団体中央会

は し が き

我が国経済は、賃金改定による労働者の所得増や雇用環境の改善が個人消費へ拡大波及し、内需中心の緩やかな回復経路を辿っています。消費税率引き上げ後の反動減は一巡し持ち直しつつありますが、国内製造業を中心とする生産や輸出の状況は一進一退の動きとなっています。特に、政府が進める経済政策は、地域の中小企業にまで十分に浸透することはなく、人材確保や定着に課題を抱える等、経営状況は横ばいで推移している状況にあります。

このような情勢の下で、地域の中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立するための基礎資料を得ることは、今後の中小企業の経営方針の策定、雇用環境の安定に資する上で大きな意義を持つものと思われまます。

本会では、全国中小企業団体中央会とともに、毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施し、賃金、労働時間、雇用者数、経営状況といった時系列的に把握すべき基本項目のほか、その年々の労働情勢に関連した項目について調査を行っております。

今回の調査では、基本項目に加え、「有期労働契約に関する無期転換ルールについて」に関する項目を掘り下げて調査しております。

本調査が中小企業の労働事情を把握するうえで、また労働関係対策を立案するうえで参考になれば幸いです。

最後に、本調査実施にあたり、多忙にもかかわらず多大なご協力をいただきました関係組合並びに調査対象事業所の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

平成28年1月

岐阜県中小企業団体中央会

目 次

I. 調査のあらまし	1
II. 調査結果の主なポイント	3
III. 調査結果の概要	
1. 従業員構成	
(1) 常用労働者数の男女比	5
(2) 雇用形態	5
2. 労働組合の有無	6
3. 経営状況について	
(1) 経営状況	6
(2) 主要事業の今後の方針	7
(3) 経営上の障害	7
(4) 経営上の強み	8
4. 従業員の労働時間について	
(1) 週所定労働時間	9
(2) 月平均残業時間	9
5. 従業員の有給休暇について	
(1) 年次有給休暇の平均付与日数	10
(2) 年次有給休暇の平均取得日数	10
6. 新規学卒者の採用について	
(1) 新規学卒者（平成 27 年 3 月卒）の平均初任給	11
(2) 新規学卒者（平成 27 年 3 月卒）の充足状況	12
(3) 平成 28 年 3 月新規学卒者採用計画	12
7. 有期労働契約に関する無期転換ルール等について	
(1) 無期転換ルール認知状況	13
(2) 無期転換ルールの特例認知状況	14
(3) 特例の適用についての計画提出状況	14
(4) 特例の適用についての計画の種別	15

8. 賃金の改定について

(1) 賃金改定の実施状況	15
(2) 昇給額および昇給率	16
(3) 賃金改定の内容	16
(4) 賃金改定の決定要素	17

I. 調査のあらまし

1. 調査目的

県内中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立と時宜を得た中央会の労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2. 調査方法

岐阜県中小企業団体中央会の会員組合の中で事業協同組合、商工組合等の組織を通じ、組合員企業へ調査票を配布・回収したものを、全国中小企業団体中央会において一括集計したものである。

3. 調査時点

平成27年7月1日現在

4. 調査対象

- ・従業員300人以下の県内の事業所
- ・調査事業所数は1300事業所[※]とし、その業種構成は次表のとおり

(単位：事業所)

製造業	計 715	非製造業	計 585
・食料品製造業	65	・情報通信業	5
・繊維工業	140	・運輸業	15
・木材・木製品製造業	85	・建設業	165
・印刷・同関連業	35	・卸売業	55
・窯業・土石製品製造業	170	・小売業	190
・金属・同製品製造業	135	・サービス業	155
・機械器具製造業	20		
・その他の製造業	65		

※ 調査対象事業所数の決定は、全国の従業者規模300人以下の事業所5,843千事業所のうち、全国中央会が各県の事業所数に応じて調査対象事業所数を決定しており、岐阜県内では、1,300事業所が調査対象先となっている。

また、原則として、製造業55%、非製造業45%の割合で調査を実施することになっているため、製造業715社、非製造業585社を調査対象先として依頼し実施した。

5. 調査回答数

回答のあった事業所数は534事業所（製造業283事業所、非製造業251事業所）で、回答率は41.1%（H26 45.0%）であった。

業種別	事業所数	
	H27	H26
製造業	283	294
非製造業	251	291
計	534	585

※回答：534事業所／調査：1300事業所

6. 調査回答事業所の概要

回答のあった534事業所の常用労働者数は15,263人（製造業9,524人、非製造業5,739人）で、1事業所当たりの平均常用労働者は、28人（製造業33人、非製造業22人）であった。

（単位：人）

	常用労働者数	平均常用労働者数
岐阜県	15,263	28.58
製造業	9,524	33.65
非製造業	5,739	22.86

回答のあった534事業所を従業員数規模別で見ると、「1～9人」が240事業所（44.9%）で最も多く、次いで、「10～29人」が155事業所（29.0%）、「30～99人」が105事業所（19.7%）、「100～300人」が34事業所（6.4%）となっている。

構成としては、99人以下の事業所で全体の93.6%となった。

従業員数規模別	事業所数	割合（%）
1～9人	240	44.9
10～29人	155	29.0
30～99人	105	19.7
100～300人	34	6.4
計	534	100.0

回答のあった534事業所を従業員数規模別、そして業種別で見ると、「1～9人」の事業所では、製造業35.7%、非製造業55.4%で、非製造業の方が19.7ポイント高くなっている。「100～300人」の事業所では、製造業8.1%、非製造業4.4%で、製造業の方が3.7ポイント高くなっている。

（単位：%）

規模別	1～9人	10～29人	30～99人	100～300人
製造業	35.7	32.9	23.3	8.1
非製造業	55.4	24.7	15.5	4.4

Ⅱ. 調査結果の主なポイント

1. 従業員構成

- (1) 常用労働者数における男女の構成比率は、男性が68.3%、女性が31.7%となった。
- (2) 従業員のうち「正社員」の割合は、74.8%となった。

2. 労働組合の有無

- (1) 労働組合が「ある」事業所は3.4%となった。
従業員数の多い事業所ほど、労働組合が「ある」と回答した割合が高くなる。

3. 経営状況について

- (1) 経営状況のD I値は、マイナス11.7ポイントで、前年比3.8ポイントの改善となった。
全国のD I値（マイナス13.9ポイント）との比較では、2.2ポイント高い。
- (2) 主要事業の今後の方針については、「現状維持」が66.6%で最多となった。
従業員数が「100～300人」の事業所では、約6割（61.8%）が「強化拡大」の方針。
- (3) 経営上の障害としては、「人材不足（質の不足）」が39.3%、次いで「原材料・仕入品の高騰」が36.4%となった。
- (4) 経営上の強みとしては、「技術力・製品開発力」が24.4%、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が23.8%となった。

4. 従業員の労働時間について

- (1) 従業員の週所定労働時間は、40時間以下とする事業所が85.4%となった。
（内訳）「38時間以下（12.5%）」、「38時間超40時間未満（27.6%）」、「40時間（45.3%）」
- (2) 従業員1人当たりの月平均残業時間は、10.30時間（前年比－0.61時間）となった。

5. 従業員の有給休暇について

- (1) 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、15.23日となり、全国平均（15.58日）をやや下回った。
- (2) 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、7.86日となり、前設問の平均付与日数（15.23日）に対して、取得率としては51.6%となった。

6. 新規学卒者の採用について

- (1) 新規学卒者（平成27年3月卒）の平均初任給は、学卒種別全区分で全国平均を上回った。
- (2) 大学卒（平成27年3月卒）の充足率（93.7%）は、前年（85.8%）と比較して7.9ポイントの上昇となった。
- (3) 平成28年3月（来季）の新規学卒者の採用計画が「ある」とする事業所は、23.1%となった。前年（25.2%）と比較して2.1ポイントの減少となった。
従業員数が「100～300人」の事業所では、97.1%が「ある」と回答した。

7. 有期労働契約に関する無期転換ルール等について

- (1) 無期転換ルールの導入について「知っていた」と回答した事業所は、35.2%となった。全国の認知度(45.7%)と比較して10.5ポイント低い。
- (2) 無期転換ルールの特例について「知っていた」と回答した事業所は、17.7%となった。全国の認知度(24.3%)と比較して6.6ポイント低い。
- (3) 特例の適用についての計画「提出予定はない」と回答した事業所は、56.9%となった。
- (4) 特例の適用についての計画種別は、「継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)」が88.9%となっている。

8. 賃金の改定について

- (1) 賃金改定の実施状況では、「引上げた」とする事業所が40.3%となり、前年(36.9%)と比較して3.4ポイント増加している。
- (2) 賃金の平均昇給額は、4,565円
賃金の平均昇給率は、1.78%
- (3) 賃金を「引上げた」あるいは「7月以降引上げる予定」と回答した事業所における賃金改定の内容は、「定期昇給」が59.8%となった。
- (4) 賃金を「引上げた」あるいは「7月以降引上げる予定」と回答した事業所における賃金改定の決定の際に重要視した要素は、「企業の業績」が67.1%となった。

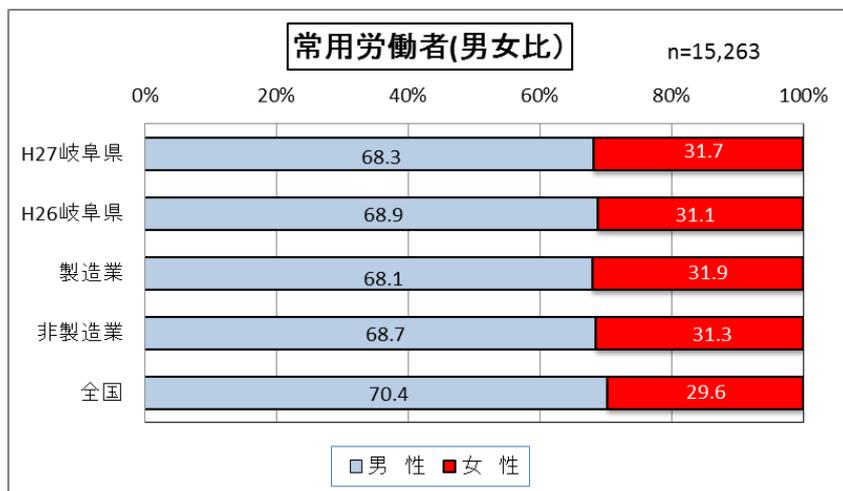
Ⅲ. 調査結果の概要

1. 従業員構成

(1) 常用労働者数の男女比

男性7割 女性3割 前年比概ね横ばい

常用労働者数は、回答のあった534事業所の労働者数15,263人のうち、男性が10,423人(68.3%)、女性が4,840人(31.7%)で、前年と比較して概ね横ばいと言える〔H26男性(68.9%)、女性(31.1%)〕。



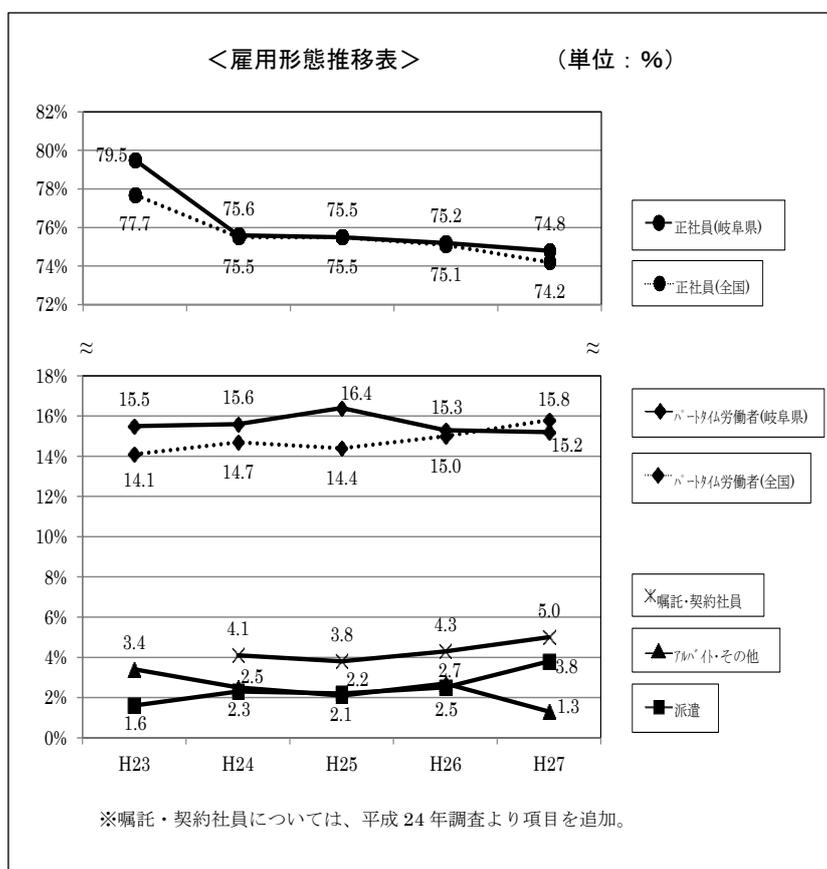
(2) 雇用形態

正社員の割合 74.8% 前年比概ね横ばい

雇用形態別に従業員数の構成割合を見ると、正社員の割合が74.8%で、前年(75.2%)と比較して概ね横ばいと言える。

正社員以外でも、パートタイム労働者、派遣、嘱託・契約社員などの構成割合も、概ね横ばいの結果であるが、派遣労働者については、前年(2.5%)と比較して1.3ポイント増加している。

また、岐阜県と全国の従業員数の構成割合を比較すると、正社員については岐阜県(74.8%)と全国(74.2%)がほぼ同ポイント、パートタイム労働者についても岐阜県(15.2%)と全国(15.8%)がほぼ同ポイントである。



2. 労働組合の有無

労働組合が「ある」事業所 3.4%

労働組合の有無について見ると、労働組合が「ある」と回答した事業所が3.4%と、前年(5.8%)と比較して2.4ポイント減少した。

従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所ほど労働組合が「ある」と回答した割合が高くなっている。

<労働組合の有無>

n=534(MA)(単位:%)

	ある	ない
H27岐阜県	3.4	96.6
H26岐阜県	5.8	93.4
製造業	4.6	95.4
非製造業	2.0	98.0
1~9人	1.3	98.8
10~29人	1.3	98.7
30~99人	5.7	94.3
100~300人	20.6	79.4
全国	6.6	93.4

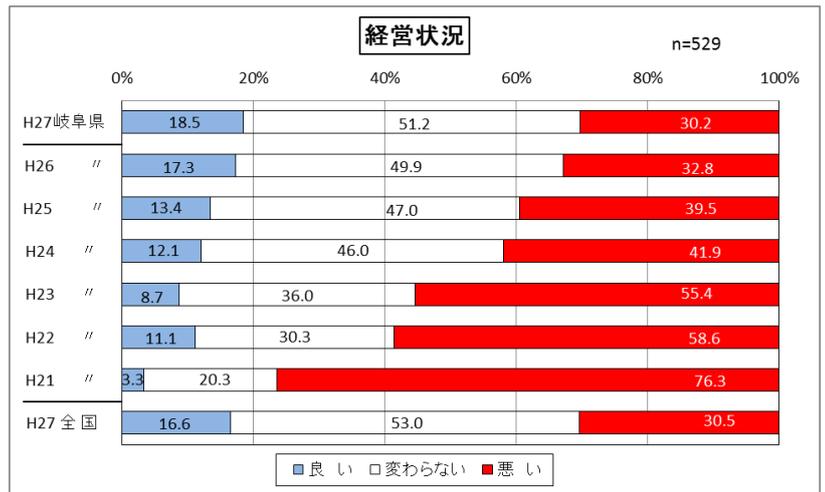
3. 経営状況について

(1) 経営状況

DI値 前年比3.8ポイント改善

1年前と比較した調査時点(H27.7.1)における経営状況について見ると、「良い」が18.5%、「悪い」が30.2%となっており、DI値はマイナス11.7ポイントと、前年(マイナス15.5ポイント)と比較して3.8ポイント改善している。

また、岐阜県(マイナス11.7ポイント)と全国(マイナス13.9ポイント)のDI値の比較では、全国より2.2ポイント高い結果となっている。



(参考)

DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標であり、本調査では「良い」と回答した企業の割合から、「悪い」と回答した企業の割合を減じた数値。

<DI 値の推移>

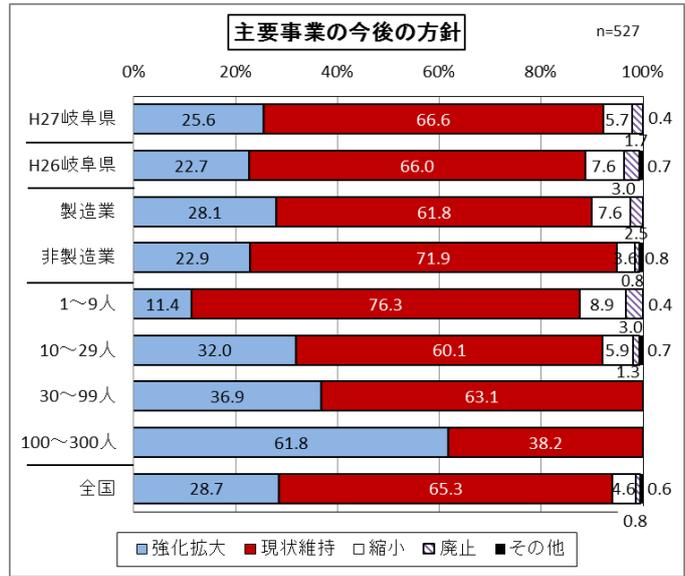
H27岐阜県	▲11.7
H26	▲15.5
H25	▲26.1
H24	▲29.8
H23	▲46.7
H22	▲47.5
H21	▲73.0
H27全国	▲13.9

(2) 主要事業の今後の方針

「現状維持」が66.6%

主要事業の今後の方針について見ると、「現状維持」が66.6%で最も高く、次いで「強化拡大」が25.6%、「縮小」が5.7%の順となっている。

従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所ほど「強化拡大」の割合が高く、「100人～300人」の事業所では、61.8%が「強化拡大」となっている。



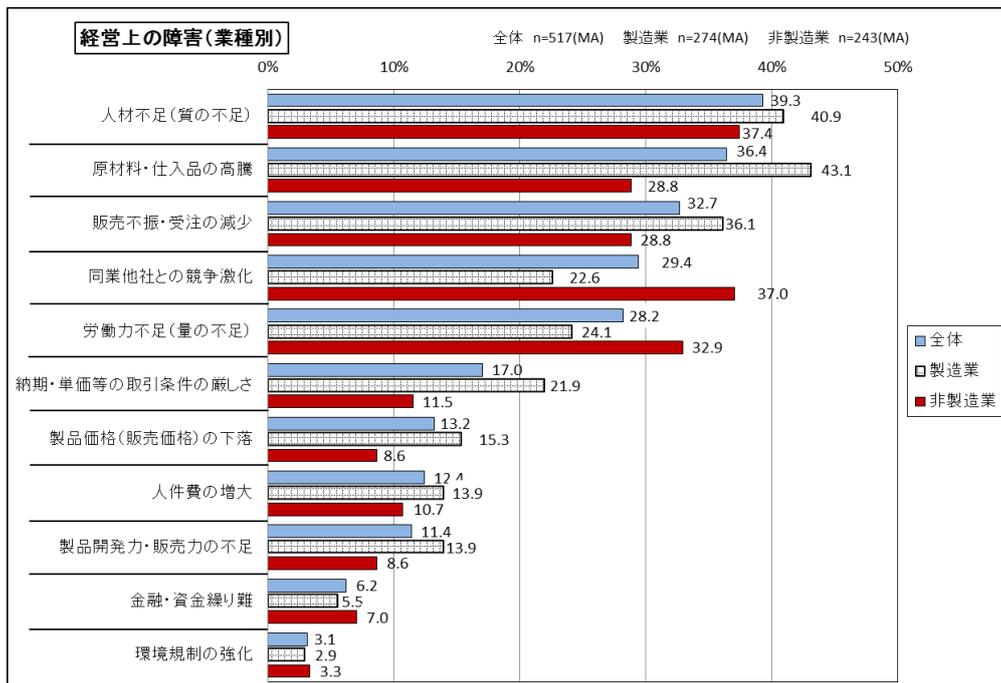
(3) 経営上の障害

「人材不足 (質の不足)」が39.3%と最多

経営上の障害について見ると、「人材不足 (質の不足)」が39.3%と最も高く、次いで「原材料・仕入品の高騰」が36.4%、「販売不振・受注の減少」が32.7%となっている。

業種別で見ると、製造業では、「原材料・仕入品の高騰」が43.1%と最も高く、次いで「人材不足 (質の不足)」が40.9%、「販売不振・受注の減少」が36.1%となっており、「原材料・仕入品の高騰」が約4割を占めている。

非製造業では、「人材不足 (質の不足)」が37.4%と最も高く、次いで「同業他社との競争激化」が37.0%、「労働力不足 (量の不足)」が32.9%となっている。



(4) 経営上の強み

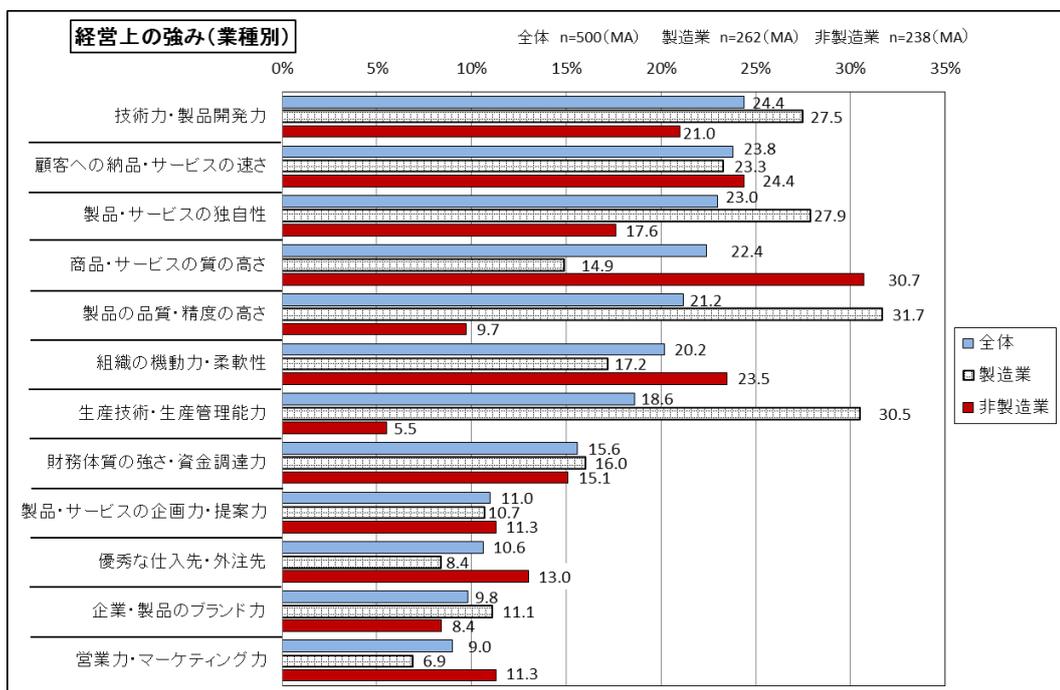
「技術力・製品開発力」が24.4%と最多

経営上の強みについて見ると、「技術力・製品開発力」が24.4%と最も高く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が23.8%、「製品・サービスの独自性」が23.0%となっている。

一方で、「企業・製品のブランド力」(9.8%)、「営業力・マーケティング力」(9.0%)といった点が弱いという結果となっている。

業種別で見ると、製造業では、「製品の品質・精度の高さ」が31.7%で最も高く、次いで「生産技術・生産管理能力」が30.5%、「製品・サービスの独自性」が27.9%となっている。

非製造業では、「商品・サービスの質の高さ」が30.7%で最も高く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が24.4%、「組織の機動力・柔軟性」が23.5%となっている。



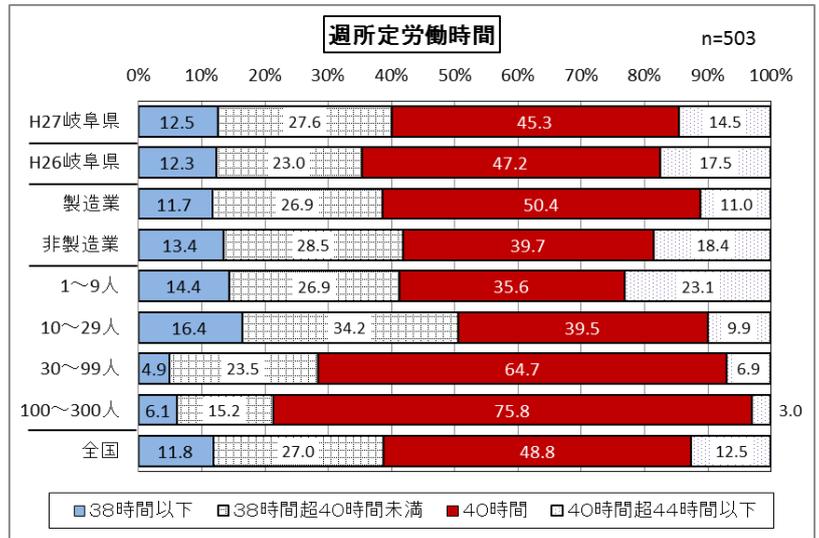
4. 従業員の労働時間について

(1) 週所定労働時間

40時間以下の事業所 85.4%

1週間の所定労働時間について見ると、「40時間」が45.3%で最も高く、次いで「38時間超40時間未満」が27.6%、「40時間超44時間以下」が14.5%となっている。

なお、週所定労働時間が40時間以下とする「38時間以下(12.5%)」、「38時間超40時間未満(27.6%)」、「40時間(45.3%)」の割合の合計は85.4%と、前年(82.5%)と比較して増加している。



(2) 月平均残業時間

月平均残業時間 10.30時間 前年比-0.61時間

従業員1人当たりの月平均残業時間は10.30時間で、前年(10.91時間)と比較して0.61時間の減少となった。

月平均残業時間を業種別で見ると、製造業においては11.49時間と、前年(12.65時間)と比較して1.16時間の減少となった。

非製造業においては9.00時間と、前年(9.09時間)と比較して概ね横ばいである。

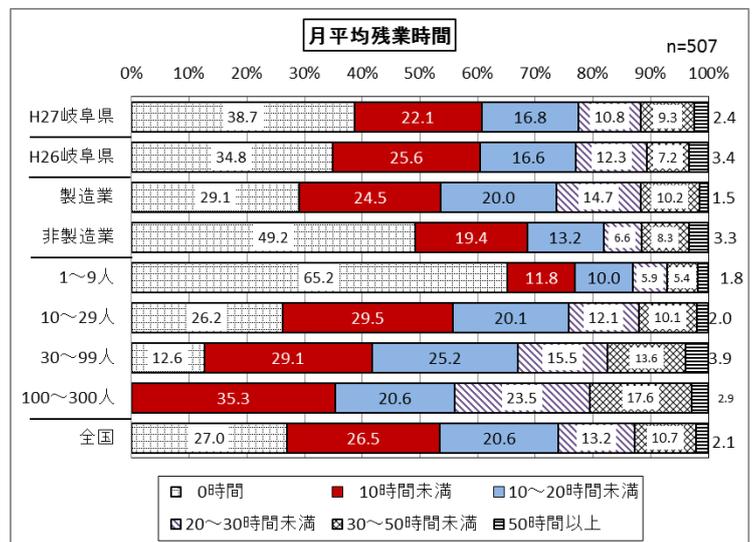
また、従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所ほど月平均残業時間が増える傾向となっている。

<平均残業時間>

(単位:時間)

	H27	H26
岐阜県	10.30	10.91
製造業	11.49	12.65
非製造業	9.00	9.09
1~9人	6.01	9.34
10~29人	11.31	10.37
30~99人	15.56	11.64
100~300人	17.79	20.69
全国	11.74	11.52

なお、月平均残業時間を一定の時間数区分により見ていくと、従業員が「1~9人」の事業所では「0時間(残業なし)」が65.2%と半数以上を占め、最も高くなっているのに対し、「100人~300人」の事業所では「0時間」は該当なく、「10時間未満」が35.3%と最も高い。



5. 従業員の有給休暇について

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

平均付与日数は15.23日 全国平均と同程度

従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は15.23日で、全国(15.58日)よりも0.35日少ないが、概ね同程度となっている。

また、製造業と非製造業を比較すると、製造業が非製造業より1.72日多い。

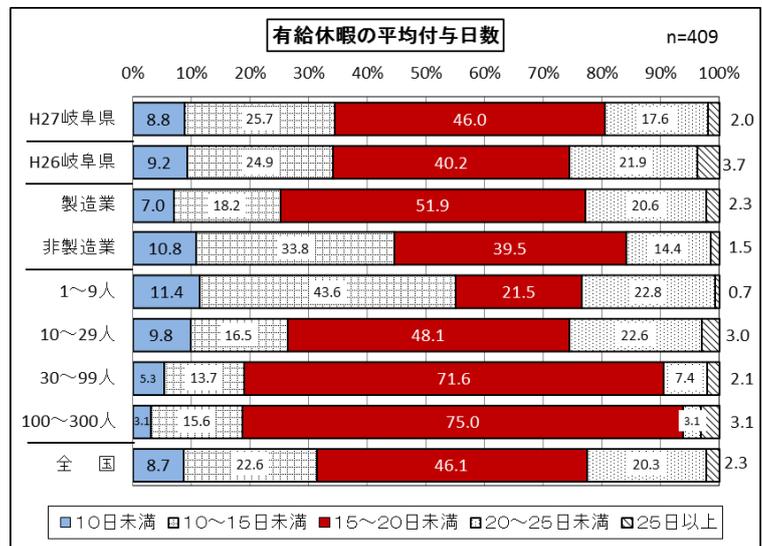
従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所が最も平均付与日数が多くなっている。

<平均付与日数>
(単位:日)

H27岐阜県	15.23
H26岐阜県	15.45
製造業	16.05
非製造業	14.33
1～9人	13.82
10～29人	16.02
30～99人	15.84
100～300人	16.69
全国	15.58

また、年次有給休暇の平均付与日数を一定の日数区分で見ると、「15～20日未満」の区分が46.0%で最も高く、同区分においては、製造業が51.9%、非製造業が39.5%で、製造業の方が12.4ポイント高くなっている。

なお、従業員数規模別に見ると、規模が小さい事業所ほど「10日未満」の割合が高くなっている。



(2) 年次有給休暇の平均取得日数

平均取得日数は7.86日 取得率51.6%

従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は7.86日となっており、前設問にある平均付与日数が15.23日(岐阜県)であることから、従業員1人あたりの平均取得率としては51.6%と約半分程度となった。

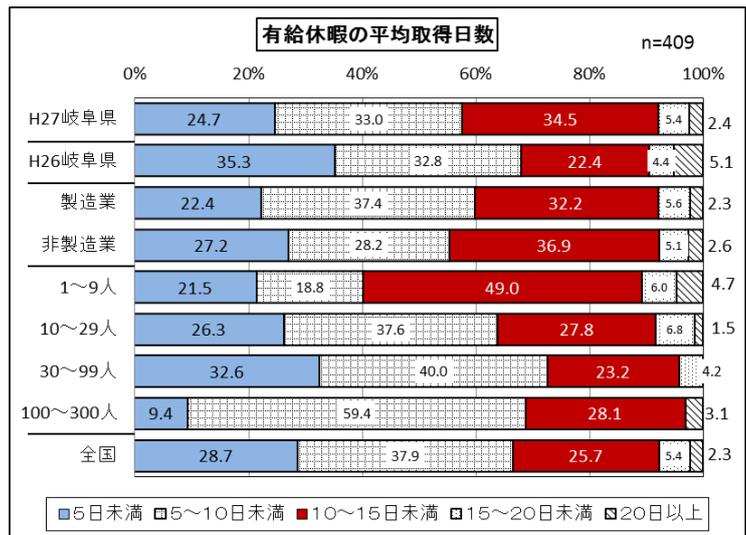
なお、岐阜県での平均取得日数(7.86日)は、全国(7.30日)と比較して、やや多くなっている。

従業員数規模別に見ると、「1～9人」の事業所の平均取得日数が8.95日と最も多くなった。

<平均取得日数>
(単位:日)

H27岐阜県	7.86
H26岐阜県	7.20
製造業	7.84
非製造業	7.88
1～9人	8.95
10～29人	7.37
30～99人	6.80
100～300人	7.94
全国	7.30

また、年次有給休暇の平均取得日数を一定の日数区分で見ると、「10～15日未満」が34.5%で最も高い。



6. 新規学卒者の採用について

(1) 新規学卒者（平成27年3月卒）の平均初任給

学卒種別全区分で全国平均を上回る

新規学卒者（平成27年3月卒）の平均初任給について見ると、全国平均との比較では、県内全学卒種別の平均が全国平均を上回っている。（「対全国増減」の列参照）

また、前年と比較すると、高校卒技術系及び短大卒技術系において減少している。（「対前年増減」の列参照）

<新規学卒者（平成27年3月卒）の平均初任給>（加重平均※）

	岐阜県				全国平均
	平成27年	平成26年	対前年増減	対全国増減	
高校卒技術系 (n=116人)	164,111 円	164,847 円	-736 円	6,362 円	157,749 円
高校卒事務系 (n=20人)	162,696 円	161,244 円	1,452 円	7,576 円	155,120 円
専門学校卒技術系 (n=39人)	178,039 円	167,837 円	10,202 円	6,665 円	171,374 円
専門学校卒事務系 (n=7人)	182,700 円	—	—	14,797 円	167,903 円
短大卒技術系 (n=1人)	175,300 円	187,054 円	-11,754 円	2,796 円	172,504 円
短大卒事務系 (n=4人)	173,250 円	171,000 円	2,250 円	4,961 円	168,289 円
大学卒技術系 (n=59人)	203,338 円	198,909 円	4,429 円	8,836 円	194,502 円
大学卒事務系 (n=60人)	197,476 円	193,255 円	4,221 円	5,229 円	192,247 円

「専門学校卒事務系」「短大卒技術系」、「短大卒事務系」については母数が少ない。

$$\text{※加重平均} = \frac{\text{（各事業所の1人あたり平均初任給額} \times \text{採用した人数）の総和}}{\text{採用した人数の総和}}$$

(2) 新規学卒者（平成27年3月卒）の充足状況

大学卒の充足率 前年比7.9ポイント上昇

※充足率=採用実績人数/採用計画人数 × 100

新規学卒者の充足率^{*}について見ると、学卒種別全区分で全国の充足率を上回っている。

前年と比較して見ると、全区分において充足率が上昇している。大学卒の区分では前年比7.9ポイントの上昇となっている。

<新規学卒者（平成27年3月卒）の充足率>

(単位:%)

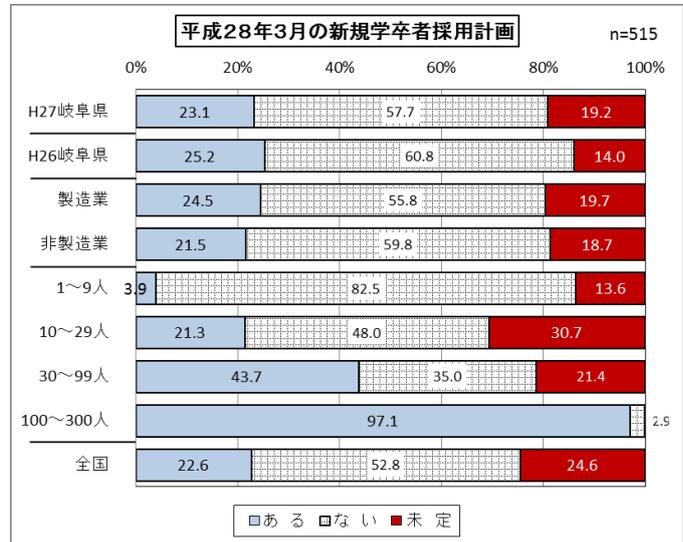
	全 体			技術系			事務系		
	岐阜県 (H27)	岐阜県 (H26)	全国	岐阜県 (H27)	岐阜県 (H26)	全国	岐阜県 (H27)	岐阜県 (H26)	全国
高校卒(n=63社)	90.7	87.9	85.7	90.6	85.1	84.4	90.9	100.0	92.7
専門学校卒(n=22社)	100.0	91.5	91.7	100.0	91.5	91.3	100.0	—	93.4
短大卒(n=5社)	100.0	100.0	92.2	100.0	100.0	91.2	100.0	100.0	93.3
大学卒(n=44社)	93.7	85.8	86.1	90.8	87.3	84.1	96.8	84.1	88.2

(3) 平成28年3月 新規学卒者採用計画

採用計画が「ある」とする事業所 23.1% 前年比マイナス2.1ポイント

平成28年3月の新規学卒者採用計画について見ると、採用計画が「ある」との回答が23.1%となっており、前年(25.2%)と比較して2.1ポイントの減少となっている。

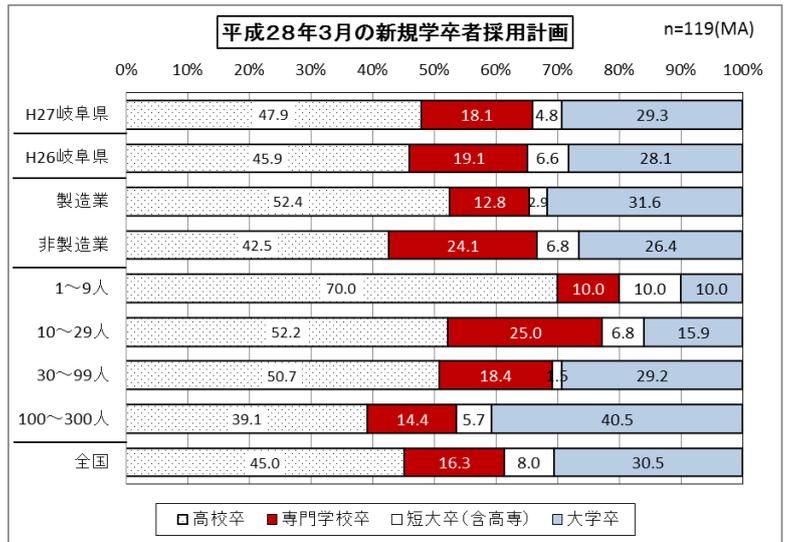
また、従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所ほど採用計画が「ある」の割合が高く、「100~300人」の事業所では97.1%となっている。



[学卒種別]

平成28年3月の新規学卒者採用計画が「ある」と回答した事業所について、学卒種別による内訳を見ると、「高校卒」の採用計画が47.9%で最も高く、次いで「大学卒」の採用計画が29.3%、「専門学校卒」の採用計画が18.1%となっている。

また、従業員数規模別に見ると、規模が小さい事業所ほど「高校卒」を求める割合が高く、「1～9人」の事業所では70.0%となっている。



7. 有期労働契約に関する無期転換ルール等について

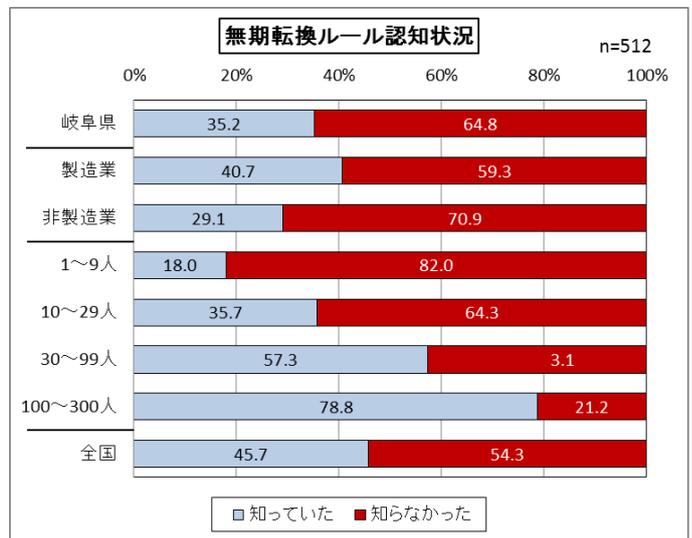
(1) 無期転換ルール認知状況

無期転換ルールを「知っていた」 35.2%

有期労働契約に関する無期転換ルール（有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール）導入の認知状況について見ると、「知っていた」と回答した事業所が35.2%となっている。

全国（45.7%）と比較すると、10.5ポイント低い。

従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所ほど無期転換ルールの導入について「知っていた」と回答した割合が高く、「100～300人」の事業所では78.8%となっている。

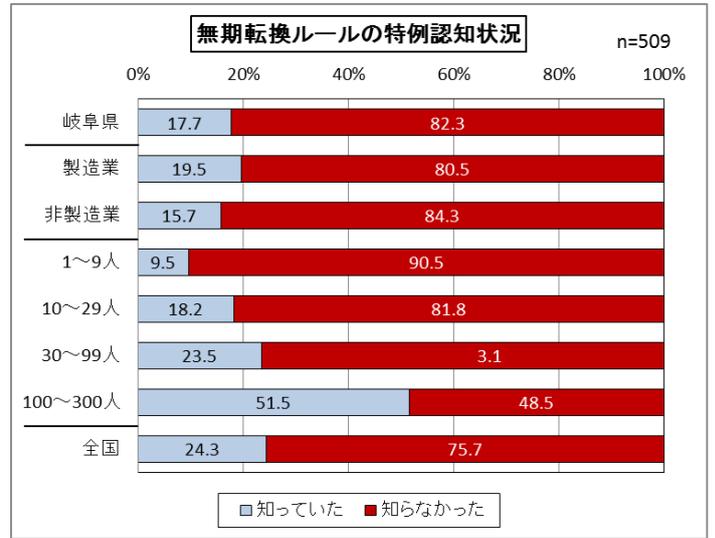


(2) 無期転換ルールの特例認知状況

無期転換ルールの特例を「知っていた」 17.7%

無期転換ルールの特例（有期雇用特別措置法による、高度専門職と継続雇用の高齢者についての無期転換申込権発生に関する特例）の認知状況について見ると、「知っていた」と回答した事業所が17.7%となっている。全国（24.3%）と比較すると、6.6ポイント低い。

業種別に見ると、製造業が19.5%、非製造業が15.7%となっており、製造業における認知度がやや上回っている。

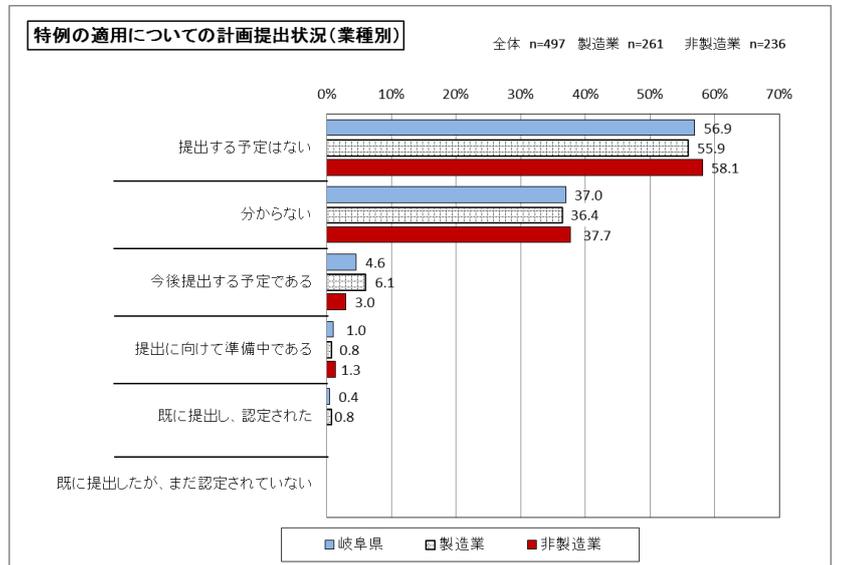


(3) 特例の適用についての計画提出状況

特例の適用についての計画「提出予定はない」 56.9%

無期転換ルールの特例の適用について、計画の「提出予定はない」が56.9%、「わからない」が37.0%と、2項目で全体の約9割以上を占めている。「既に提出し、認定された」事業所は製造業で0.8%であった。

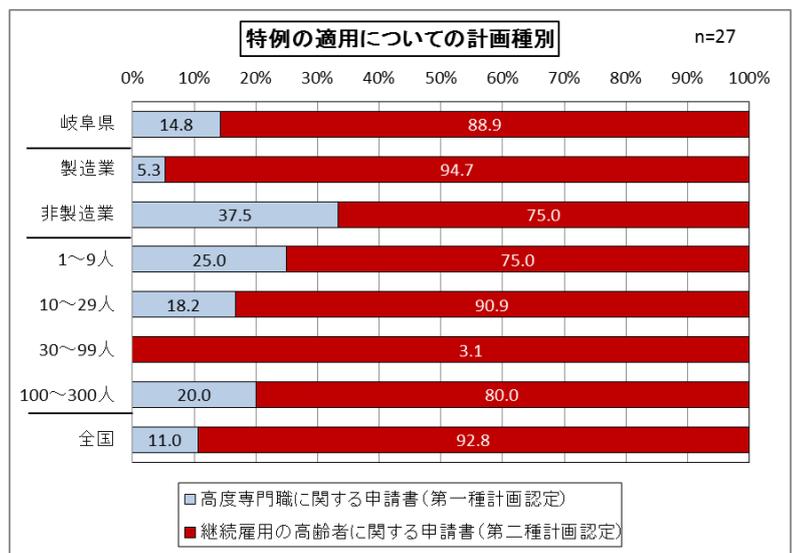
また、計画提出に前向きな事業所は「今後提出する予定である（4.6%）」「提出に向けて準備中である（1.0%）」の2項目を合わせても5.6%にとどまっている。



(4) 特例の適用についての計画種別

継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定） 88.9%

7.(3)において無期転換ルールの特例の適用に係る計画について「既に認定を受けた」「今後提出する予定である」「提出に向けて準備中である」と回答した事業所のうち、計画の種別を見ると「継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）」が88.9%を占めている。



8. 賃金の改定について

(1) 賃金改定の実施状況

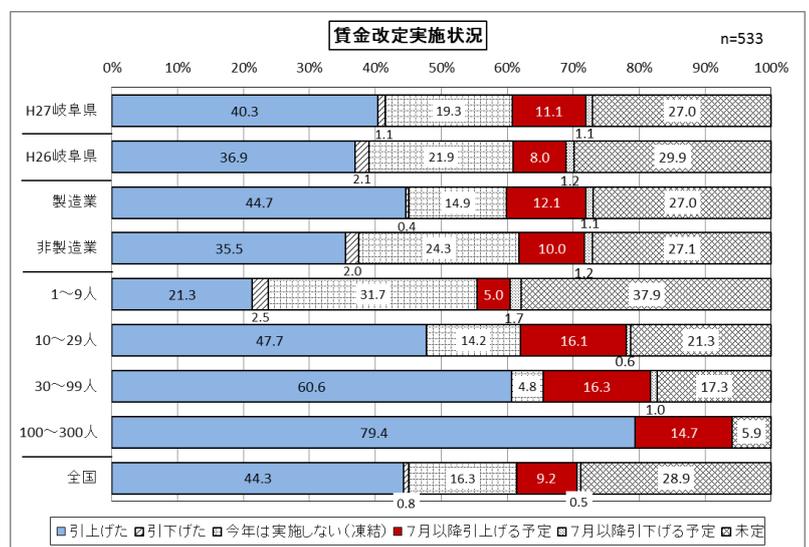
「引上げた」事業所 40.3%

平成27年1月1日から7月1日までの期間における賃金改定の実施状況について見ると、「引上げた」と回答した事業所が40.3%となっており、前年(36.9%)と比較して3.4ポイント増加している。

なお、全国(44.3%)との比較では、4.0ポイント低い結果となっている。

業種別に見ると、「引上げた」と回答した割合は、製造業が44.7%、非製造業が35.5%で、製造業の方が9.2ポイント高くなっている。

従業員数規模別に見ると、規模が大きい事業所ほど「引上げた」と回答した割合が高く、「100人～300人」の事業所では、79.4%の事業所が今年に入って賃金を引上げたこととなる。



(2) 昇給額および昇給率

賃金の昇給額、昇給率とも前年比 減少

平成27年1月1日から7月1日までの期間における賃金改定を実施した事業所の昇給額・昇給率は「額：4,565円・率：1.78%」で、前年「額：4,694円・率：1.83%」と比較して、「額：-129円・率：-0.05%」減少している。

全国「額：4,947円・率：2.03%」と比較すると、岐阜県は「額：-382円・率：-0.25%」となっている。

＜昇給額および昇給率（加重平均※）＞

		昇給額	昇給率
岐阜県	H27	4,565円	1.78%
	H26	4,694円	1.83%
	H25	3,626円	1.39%
全国	H27	4,947円	2.03%
	H26	4,819円	1.98%
	H25	3,768円	1.53%

従業員数規模別に見ると、全ての従業員数区分において、昇給額・昇給率がプラスとなっている。

	改定前の賃金	改定後の賃金	昇給額	昇給率
岐阜県	256,379円	260,944円	4,565円	1.78%
製造業	249,433円	253,694円	4,261円	1.71%
非製造業	271,095円	276,301円	5,206円	1.92%
1～9人	246,023円	250,050円	4,027円	1.64%
10～29人	261,052円	265,988円	4,936円	1.89%
30～99人	247,123円	251,704円	4,581円	1.85%
100～300人	261,779円	266,265円	4,486円	1.71%
全国	244,944円	249,241円	4,297円	1.76%

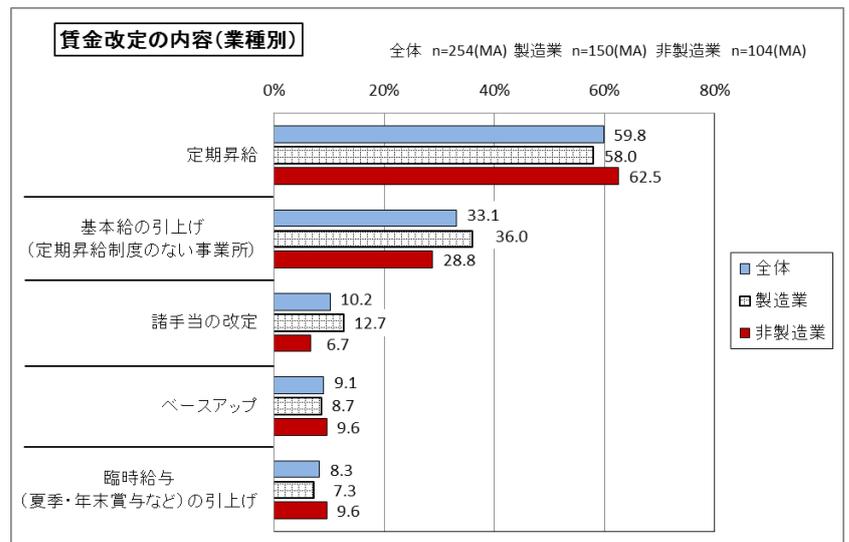
※加重平均＝ $\frac{\text{（各事業所の昇給額} \times \text{対象人数）の総和}}{\text{常用労働者の総和}}$

(3) 賃金改定の内容

「定期昇給」（59.8%）が最多

8. (1) において、平成27年1月1日から7月1日までの期間に、賃金を「上げた」あるいは「7月以降引上げる予定」と回答した事業所における賃金改定の内容について見ると、「定期昇給」が59.8%で最も高く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が33.1%となっている。

業種別で見ても、「定期昇給」が製造業58.0%、非製造業62.5%と最も高くなっている。

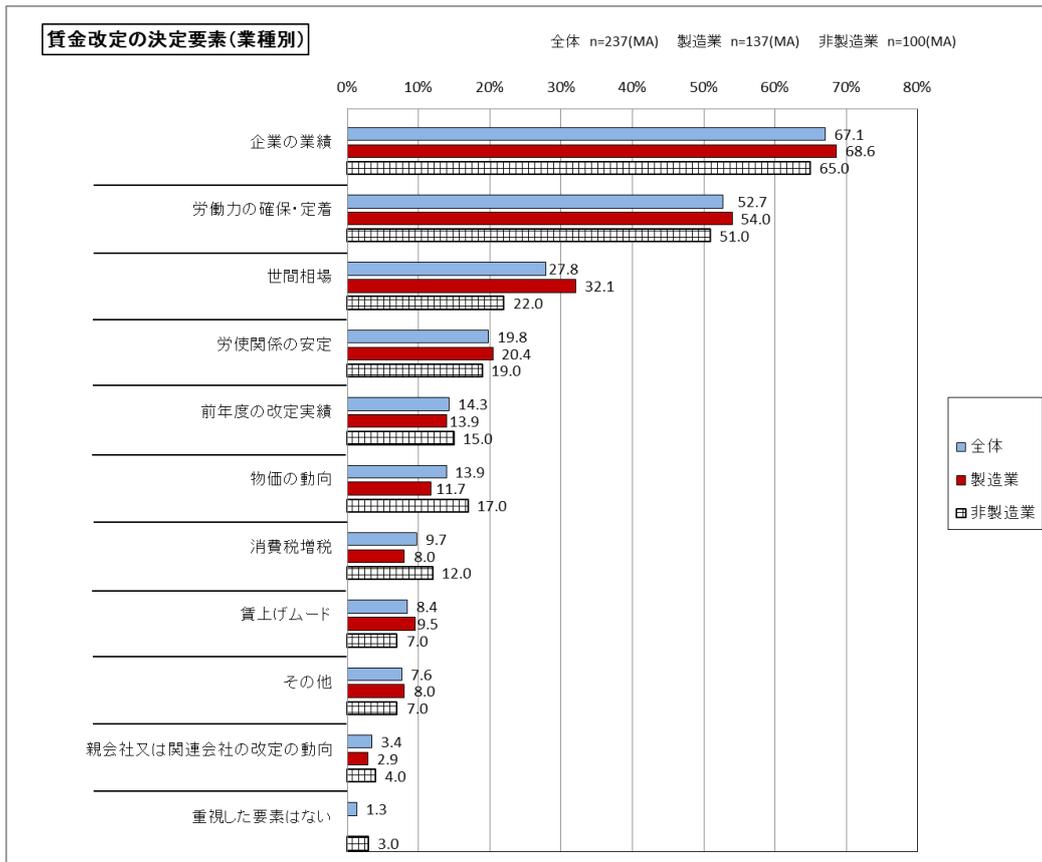


(4) 賃金改定の決定要素

「企業の業績」(67.1%)が最多

平成27年1月1日から7月1日までの期間に、賃金を「上げた」あるいは「7月以降引上げる予定」と回答した事業所における賃金改定の決定の際に重要視した要素について見ると、「企業の業績」が67.1%で最も高く、次いで「労働力の確保・定着」が52.7%、「世間相場」が27.8%となっている。

業種別で見ても、「企業の業績」が製造業68.6%、非製造業65.0%と最も高く、次いで「労働力の確保・定着」が製造業54.0%、非製造業51.0%となっている。



調 査 票

設問 8) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成27年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定	5. 7月以降引下げる予定	6. 未定

※1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1へ

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
 ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
 (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
 (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いて下さい。
 (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
 (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。



※1. または4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみお答え下さい。

②賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答え下さい。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含まれます。
 (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を上げることを行います。

③貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月10日までにご返送下さい。

(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

20 (左欄は記入しないで下さい。)

平成27年6月



平成27年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成27年7月1日 調査締切：平成27年7月10日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入下さいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入下さい。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問い合わせ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけて下さい。なお、特に断りのない限り7月1日現在でご記入下さい。
- ◇お問い合わせ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月10日までにご返送下さい。

岐阜県中小企業団体中央会 指導課

〒500-8384 岐阜県岐阜市数田南5丁目14番53号 ふれあい福寿会館9階
 電話 058-277-1103 FAX 058-273-3930

貴事業所の概要についてお答え下さい。

貴事業所の名称	記入担当者名																					
所在地 (〒 -)	電話番号 - - FAX番号 - -																					
業種(最も売上高の多い事業の業種の番号を以下の1.~19.の中から1つだけ右の太枠内にご記入下さい)																						
<table border="0"> <tr> <td>1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>11. 運輸業</td> </tr> <tr> <td>2. 繊維工業</td> <td>12. 総合工事業</td> </tr> <tr> <td>3. 木材・木製品、家具・装備品製造業</td> <td>13. 職別工事業(設備工事業を除く)</td> </tr> <tr> <td>4. 印刷・同関連業</td> <td>14. 設備工事業</td> </tr> <tr> <td>5. 窯業・土石製品製造業</td> <td>15. 卸売業</td> </tr> <tr> <td>6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業</td> <td>16. 小売業</td> </tr> <tr> <td>7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業</td> <td>17. 対事業所サービス業</td> </tr> <tr> <td>8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業</td> <td rowspan="2">物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等</td> </tr> <tr> <td>9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業</td> </tr> <tr> <td>10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)</td> <td>18. 対個人サービス業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19. その他(具体的に:)</td> </tr> </table>		1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	11. 運輸業	2. 繊維工業	12. 総合工事業	3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	13. 職別工事業(設備工事業を除く)	4. 印刷・同関連業	14. 設備工事業	5. 窯業・土石製品製造業	15. 卸売業	6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	16. 小売業	7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	17. 対事業所サービス業	8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等	9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)	18. 対個人サービス業		19. その他(具体的に:)
1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	11. 運輸業																					
2. 繊維工業	12. 総合工事業																					
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	13. 職別工事業(設備工事業を除く)																					
4. 印刷・同関連業	14. 設備工事業																					
5. 窯業・土石製品製造業	15. 卸売業																					
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	16. 小売業																					
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	17. 対事業所サービス業																					
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等																					
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業																						
10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)	18. 対個人サービス業																					
	19. その他(具体的に:)																					

設問 1) 従業員数についてお答え下さい。

①平成27年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	(うち常用労働者)	常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人	男性	人
女性	人	人	人	人	人	人	女性	人

- 〔注〕(1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入して下さい。

設問 2) 労働組合の有無についてお答え下さい。(1つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

設問3) 経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良い 2. 変わらない 3. 悪い

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大 2. 現状維持 3. 縮小 4. 廃止 5. その他()

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|---------------------|---------------|------------------|
| 1. 労働力不足(量の不足) | 2. 人材不足(質の不足) | 3. 労働力の過剰 |
| 4. 人件費の増大 | 5. 販売不振・受注の減少 | 6. 製品開発力・販売力の不足 |
| 7. 同業他社との競争激化 | 8. 原材料・仕入品の高騰 | 9. 製品価格(販売価格)の下落 |
| 10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ | 11. 金融・資金繰り難 | 12. 環境規制の強化 |

④経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------------|
| 1. 製品・サービスの独自性 | 2. 技術力・製品開発力 | 3. 生産技術・生産管理能力 |
| 4. 営業力・マーケティング力 | 5. 製品・サービスの企画力・提案力 | 6. 製品の品質・精度の高さ |
| 7. 顧客への納品・サービスの速さ | 8. 企業・製品のブランド力 | 9. 財務体質の強さ・資金調達力 |
| 10. 優秀な仕入先・外注先 | 11. 商品・サービスの質の高さ | 12. 組織の機動力・柔軟性 |

設問4) 従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。(1つだけに○)

1. 38時間以下 2. 38時間超40時間未満 3. 40時間 4. 40時間超44時間以下

[注] (1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

②平成26年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入下さい。(小数点以下四捨五入)

- 従業員1人当たり 月平均残業時間 1. [] 時間 2. なし

③平成26年に貴事業所において月60時間を超える残業(時間外労働・休日労働)をした従業員はいましたか。(1つだけに○)

1. いる 2. いない

※1. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。

③-1 月60時間を超える残業(時間外労働・休日労働)をした従業員が、月60時間を超える時間外労働を行った頻度についてお答えください。(1つだけに○)

1. 毎月超える 2. 9回から11回超える 3. 6回から8回超える 4. 3回から5回超える 5. 1回から2回超える

④貴事業所で取り組んでいる時間外労働削減策について、当てはまるものについてお答えください。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|------------------|------------------|-----------------------|
| 1. 人員の増員 | 2. 時間外労働の管理方法の変更 | 3. 管理職による時間管理の徹底 |
| 4. 朝方勤務の導入 | 5. 時間外労働の上限の設定 | 6. ノー残業デーやノー残業ウィークの実施 |
| 7. 定時退社の呼びかけ | 8. 帰りやすい雰囲気づくり | 9. 従業員との時間外労働削減の話し合い |
| 10. 仕事のやり方の工夫・改善 | 11. 特に対策はしていない | 12. 時間外労働はない |
| 13. その他(具体的に:) | | |

設問5) 従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成26年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入下さい。(付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下四捨五入)

- 従業員1人当たり 平均付与日数 [] 日 従業員1人当たり 平均取得日数 [] 日
(当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

設問6) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成27年3月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○)

1. あった 2. なかった

※1. に○をした事業所は①-1の質問にお答え下さい。

①-1平成27年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入下さい。

学卒	採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額(平成27年6月支給額)			学卒	採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1人当たり平均初任給額(平成27年6月支給額)		
			円	円	円				円	円	円
高校卒	技術系	人	人	円	円	短大(含高専)	技術系	人	人	円	円
	事務系	人	人	円	円		事務系	人	人	円	円
専門学校卒	技術系	人	人	円	円	大学卒	技術系	人	人	円	円
	事務系	人	人	円	円		事務系	人	人	円	円

[注] (1) 平成27年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成28年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※1. に○をした事業所は②-1の質問にお答え下さい。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 [] 人 2. 専門学校卒 [] 人 3. 短大卒(含高専) [] 人 4. 大学卒 [] 人

設問7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

①労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入されていることを知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

②「無期転換ルール」の特例について知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法)」が平成27年4月1日に施行されました。この法律により「高度専門職(専門的知識等を有する有期雇用労働者)」と「継続雇用の高齢者(年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者)」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置(計画の作成等)が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

③無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定はありますか。(1つだけに○)

- | | | |
|----------------|-----------------------|-----------------|
| 1. 既に提出し、認定された | 2. 既に提出したが、まだ認定されていない | 3. 提出に向けて準備中である |
| 4. 今後提出する予定である | 5. 提出する予定はない | 6. 分からない |

※1. ~ 4. に○をした事業所は③-1の質問にお答え下さい。

③-1 認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 高度専門職に関する申請書(第一種計画認定) 2. 継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定)

岐阜県中小企業団体中央会

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番53号
ふれあい福寿会館9階

TEL 058-277-1100 FAX 058-273-3930

URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp/>

E-mail info@chuokai-gifu.or.jp

東濃支所 〒507-0801 多治見市東町1の9の3
(美濃焼センター内)

TEL 0572-25-0865 FAX 0572-23-7431

E-mail tono@chuokai-gifu.or.jp

飛騨支所 〒506-0025 高山市天満町5の1の12
(高山米穀駅前ビル内)

TEL 0577-34-4300 FAX 0577-36-4220

E-mail hida@chuokai-gifu.or.jp

平成27年度調査事業

この報告書は岐阜県からの補助金を受けて作成されています。平成28年1月